

[参考資料]

- 1 農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）
及びチェックシート

- 2 事業報告会（令和5年2月17日）説明資料
 - (1) 事業概要
 - (2) 安全診断・指導報告

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）
事業者向け

令和3年2月26日
林野庁

1 作業安全確保のために必要な対策を講じる

（1）人的対応力の向上（共通規範3（1）関係）

- ① 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。
- ② 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
- ③ 作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。
- ④ 適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。
- ⑤ 職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。
- ⑥ 安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。

（2）作業安全のためのルールや手順の順守（共通規範3（2）関係）

- ① 関係法令等を遵守する。
- ② 木材加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を周知・徹底する。
- ③ 作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。
- ④ 日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。
- ⑤ 作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分や塩分摂取を推奨する。
- ⑥ 作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。

（3）資機材、設備等の安全性の確保（共通規範3（3）関係）

- ① 燃料や薬剤など危険性・有毒性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。
- ② 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。
- ③ 資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。

(4) 作業環境の改善（共通規範3(4)関係）

- ① 職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。
- ② 高齢者を雇用する場合は、高齢に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。
- ③ 安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。
- ④ 現場の危険個所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。
- ⑤ 4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。

(5) 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

（共通規範3(5)関係）

- ① 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。
- ② 実施した作業安全対策の内容を記録する。

2 事故発生時に備える

(1) 労災保険への加入等、補償措置の確保（共通規範4(1)関係）

- ① 経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

(2) 事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施（共通規範4(2)関係）

- ① 事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。

(3) 事業継続のための備え（共通規範4(3)関係）

- ① 事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）
事業者向け チェックシート

令和3年2月26日
 林野庁

事業者名(工場名)	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	製材業 / 集成材製造業 / 合単板製造業 / LVL製造業 / 床材製造業 / 木材チップ製造業 / プレカット製造業 / 木材・竹材卸売業 / その他()
記入日	令和 年 月 日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
1-(2)-②	木材加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を周知・徹底する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分や塩分摂取を推奨する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬品など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の整備	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 -:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	
2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	
2-(3)	事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	

令和4年度林野庁委託事業

木材産業の安全コンサルタントによる 安全診断・指導・調査分析事業の概要

令和5年2月17日(金)
(一社)全国木材組合連合会

事業の目的・内容

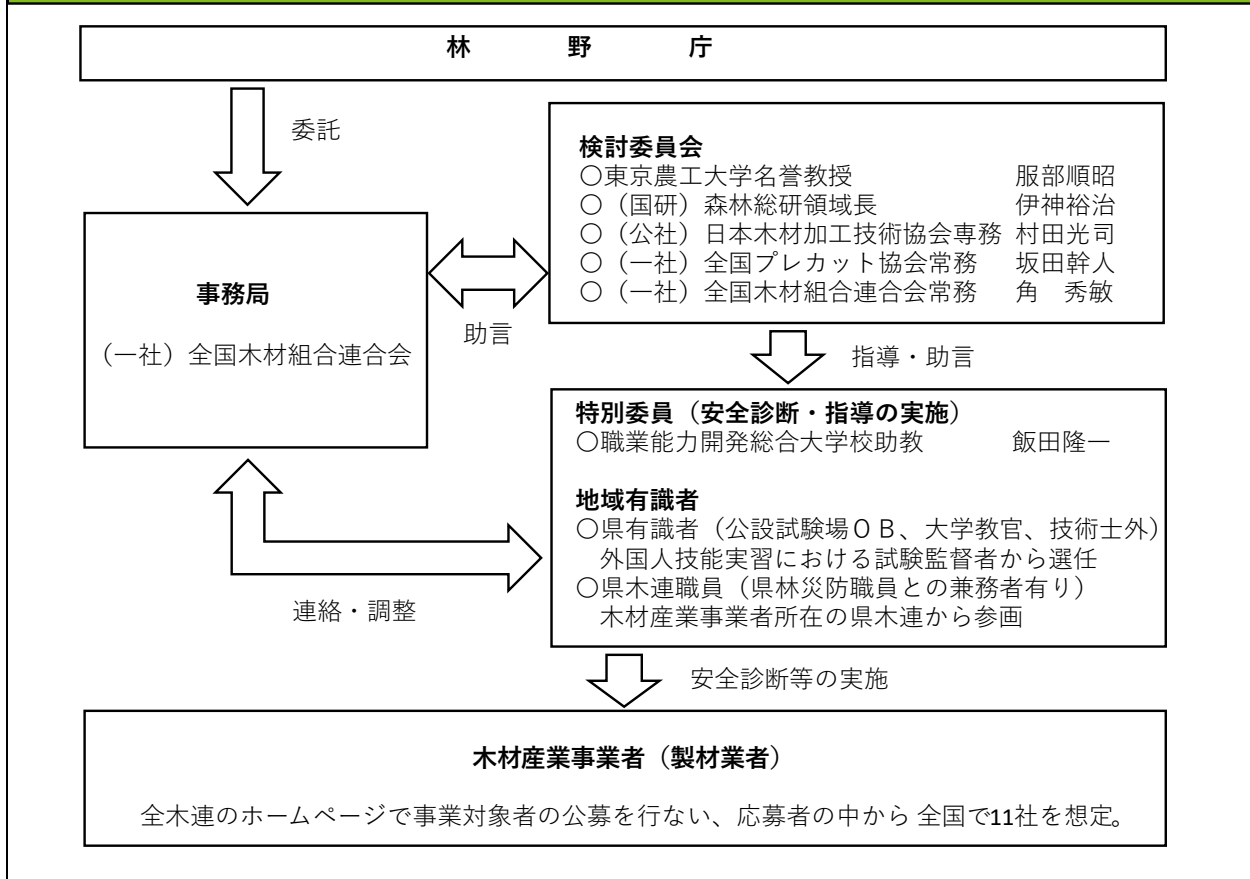
1 事業の目的等

- ・木材・木製品製造業を含む農林水産業は、労働災害の発生率が他産業より高い状況
- ・農林水産省では「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」(2021年2月、以下「規範」)を策定し、作業安全意識の向上に向け取り組み
- ・具体的には、「規範」について各種補助事業の要件とし、様々な媒体で労働安全に向けて情報を発信
- ・本事業では、木材産業における労働安全対策を更に推進するため、安全コンサルタントが対象事業者について「規範」に沿った安全診断を行い改善方策の提示を実施

2 事業の内容

- 有識者からなる検討委員会を設置し、ご意見を頂きながら次を実施
- ・対象事業者の選定
- ・安全診断・指導の実施
- ・診断・指導を踏まえた改善策の策定等
- ・成果報告会の開催
- ・事業報告書の作成

事業の仕組み



安全診断等の進め方

1 安全診断等の実施者

基本的には、次の安全診断チームより対象事業者の安全診断等を実施

- ・特別委員 職業能力開発総合大学校助教 飯田委員
- ・地域有識者 事業者所在の県有識者、県木連職員
- ・林野庁 担当官
- ・事務局 全木連職員

2 安全診断等の進め方

安全診断等は次の3段階で実施

【第1段階】

- ・規範を元にしたチェックシートを事業者に提示し、自己診断を依頼
- ・安全診断チームが全対象事業所に赴き、チェックシートでヒアリング

【第2段階】

- ・第1段階を踏まえ、特別委員が中心となり改善方策(案)の検討
- ・改善方策(案)の事業者への提示(実現可能な方策)

【第3段階】

- ・事業者による改善方策(案)の検討・実施
- ・実施状況等について事業者との意見交換と現地確認(抽出して実施)

安全規範について

- 農林水産省は有識者会議を踏まえて、農林水産業における留意事項等を整理した「**農林水産業・食品産業の作業安全のための規範**」を策定。
- 基本的な考え方を整理した「**共通規範**」と、木材産業分野における**具体的な取組事項を整理した「個別規範(木材産業分野)**」から構成。
- 個別規範の事項ごとに、取組の必要性や具体的な取組内容等を記載した「**解説資料**」及び「**チェックシート**」が用意されている。

【チェックシート】

- 【規範の各分野】**
- 1 作業安全確保のために必要な対策を講じる
 - (1) 人的対応力の向上
 - (2) 作業安全のためのルールや手順の遵守
 - (3) 資機材、設備等の安全性の確保
 - (4) 作業環境の改善
 - (5) 事件事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用
 - 2 事故発生時に備える
 - (1) 労災保険への加入等、補償措置の確保
 - (2) 事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施
 - (3) 事業継続のための備え

農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業） 事業者向け チェックシート	
令和3年2月28日 林野庁	
作業安全の確保	1. 作業安全確保のための必要な対策を講じる
1-1-1	人的対応力の向上
1-1-2	作業安全のためのルールや手順の遵守
1-1-3	資機材、設備等の安全性の確保
1-1-4	作業環境の改善
1-1-5	事件事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用
2	事故発生時に備える
2-1	労災保険への加入等、補償措置の確保
2-2	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施
2-3	事業継続のための備え

(第1段階) 現地ヒアリング

- シートに沿ってヒアリングを行い、取組状況を確認すると共に、工場内を見廻り、危険箇所が無いかを確認した。

【ヒアリングシート】

安全診断・指導・調査分析事業ヒアリング用シート			
農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）事業者向け チェックシート			
事業者名(工場名)	記入日	令和 年 月 日	ヒアリング実施者
具体的な事項	チェック項目	実施項目	自己評価の程度について
1 作業安全確保のために必要な対策を講じる			
1-1-1 人的対応力の向上		作業事故防止に向けた方針の表明や目標の設定がなされ、従業員に理解されているか。 事故防止に向けた具体的な目標内容が何か。 継続的な取組方法はあるのか。	
1-1-2 作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。		継続的に実施しているか。	
1-1-3 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任や役割を明確にする。		実施状況する労働者が5人以上の事業場にあつては、安全衛生推進者が選任されているか。 - 木材加工用機械作業、乾物貯蔵作業等の作業主たる責任者が必要な作業を行う場合、適切な者が選任されているか。 - 安全対策に関する切迫性の具体的な業務内容は何か。 - 安全対策に関する責任者の具体的な指示内容は何か。	
1-1-4 作業安全に関する研修・勉強会を行う。外国人労働者を受け入れてる場合は、職業に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する業務の知識や技能の幅広い収集に努める。		作業安全に関する研修や勉強会、その程度の頻度で行っているか。	
1-1-5 適切な研修や勉強会が必要となる場合は、作業指導を継続する。		研修受講が必要とされている木材加工用機械作業やフォークリフト(5t以上)運転業務、また特別教育が必要なフォークリフト(1t以下)運転業務などに、作業指導を継続しているか。 作業主たる労働者(運転加工用機械、はい作業、フォークリフト)は、外国人か。 - 定期的な実施確認(知識の更新、技能の測定)を行っているか。 - 各種異状を適正に発生しているか。	


【ヒアリングの様子】



(第2段階)改善方策案)の提示 / (第3段階)意見交換・現地確認

○ 現地ヒアリング後、改善方策(案)を取りまとめて、対象事業者に提示。一定期間を置き、対象事業者からは是正改善の報告。一部事業者については実施状況の意見交換を実施。

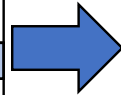
【改善方策(案)提示の例】

指摘事項	改善方策(案)
ヒヤリハット報告書等を作成し、従事者からの報告を積極的に収集する。	ヒヤリハットの報告は、口頭での報告のみでは十分に対応することができず、重大災害へ繋がってしまう恐れがあります。報告書等に記入し、記録として残すとともに、それらの報告を活かして、積極的な安全対策を行う必要があります。
指摘事項	参考写真
機械の応急処置対応が修繕されていない。	

【実施状況の例】

改善方針
ヒヤリハット報告書を作成し、従事者からの報告を義務付けるようにしました。
対応方針・是正改善

チェーンの調整のためのボルトが外れていた為、応急処置をしていたが、ボルトを溶接し改善した。



事業の全体スケジュール (R4.8.9～R5.3.17)

作業内容	令和4年(2022年)					令和5年(2023年)		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象事業者の公募・選定	←→							
検討委員会		↔ ↔			↔		↔	
安全診断・指導			←→					
○現地ヒアリング			←→					
○改善方策(案)の提示、及び検討・実施				←→				
○意見交換・現地確認						↔		
事業報告会							↔	
報告書の作成				←→		←→		

令和4年度 林野庁委託事業

木材産業の安全コンサルタントによる 安全診断・指導・調査分析事業

製材工場における安全診断の結果 および 安全対策の優良事例

令和5年2月17日

報告者：飯田隆一（職業能力開発総合大学校）

安全診断・指導の実施概要

実施期間：令和4年10月～令和4年12月

実施対象：11社の製材工場

※工場規模：原木消費量10万m³以上 ……3社（便宜的に 大規模）
5万～10万m³ ……0社
1万～5万m³ ……6社（便宜的に 中規模）
1万m³以下 ……2社（便宜的に 小規模）

実施内容：

○安全診断

- ・農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）に基づく作業安全にかかわる取り組み状況の聞き取り調査
- ・製材工場内の見回りによる安全対策・危険箇所の現状調査

○安全指導

- ・安全診断の結果に基づく危険箇所の指摘と改善方法の提案

安全診断の実施結果

No.3

○作業安全のための規範に基づく診断結果

○…実施している
△…実施予定

人的対応力の向上に関わる内容

項目	具体的な質問内容	取り組み状況
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	・作業事故防止に向けた方針や目標が設定されているか。 ○: 6社, △: 5社
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	・安全衛生推進者等が選任が適切になされているか。 ○: 9社, △: 3社
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を行う。外国人技能実習生等を受け入れている場合は、確実に内容を理解できる方法により行う。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	・労働者の雇入れ時、危険又は有害な業務に従事させる際の特別教育等を実施しているか。 ○: 11社
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	・木材加工用機械作業主任者の選任やフォークリフト運転業務に有資格者を就かせているか。 ○: 11社
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	・作業事故防止のための取組（朝礼や安全衛生会議、KY活動等）を実施しているか。 ○: 11社
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	・従事者からの安全対策に関する提案を聞き取っているか。また、奨励制度などを設けているか。 ○: 11社

目標の形骸化や安全対策の責任者等が不明確となっている場合あり
すべての工場朝礼や作業計画の確認などは実施されている

安全診断の実施結果

No.4

○作業安全のための規範に基づく診断結果

○…実施している
△…実施予定

作業安全のためのルールや手順の順守に関わる内容

項目	具体的な質問内容	取り組み状況
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	・安衛法関連を遵守するための具体的な取組を行っているか。 ・フォークリフトの定期点検の実施状況。 ○: 11社
1-(2)-②	木材加工用機械等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を周知・徹底する。	・機械等の使用に当たり取扱説明書等を確認するなどして、当該機械の危険性や操作方法等について十分理解させた上で、従事させているか。 ○: 7社, △: 4社
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。	・作業内容や機械の種類等により、安全に配慮した服装や保護具等を着用させているか。 ○: 11社
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により健康状態の管理を行う。	・定期健診、有害業務従事者の特殊健診等を実施しているか。 ○: 11社
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分や塩分摂取を推奨する。	・作業内容、時間、環境等に応じて必要な休憩をとっているか。 ○: 11社
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	・作業安全対策に知見がある安全管理士等第三者のチェックを受けているか。 ○: 5社, △: 6社 ※診断後○: 11社

作業内容に関して、口頭にて説明がなされているものの
取扱説明書や作業手順書が十分に整備されていない状況あり
第三者によるチェックはあまり実施されていない(今回の安全診断が該当する)

安全診断の実施結果

No.5

○作業安全のための規範に基づく診断結果

○…実施している
△…実施予定

資機材、設備等の安全性に関わる内容

	項目	具体的な質問内容	取り組み状況
1-(3)-①	燃料や薬品など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取扱う。	・危険性や有害性のある資材を、適切に保管し、安全に取り扱っているか。	○:10社, △:1社
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	・一定の機械や道具等の始業前点検、定期点検、安全装置等の点検等が適切に実施されているか。	○:11社
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する	・資機材、設備等を購入・更新するにあたり、可能な限り、安全に配慮されたものを選択するよう努めているか、又は既に導入しているか。	○:11社

燃料等の取り扱いに関しては、概ね適切に保管されている。
しかし、機械油等が、作業場で十分に整理されていない場合あり。

日常点検、特に始動前点検に関しては、必ず実施されている

いずれの製材工場においても、機会があれば、
積極的に安全性・生産性の高い加工機械等を導入したいと考えている。

安全診断の実施結果

No.6

○作業安全のための規範に基づく診断結果

○…実施している
△…実施予定

作業環境の整備に関わる内容

	項目	具体的な質問内容	取り組み状況
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	・労働者の健康に配慮して、作業を適切に管理するよう努めているか。 ・代表的な作業内容と作業人数および作業分担の基準を設けているか。	○:10社, △:1社
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	・高齢者を雇用する場合、安全に働けるよう作業場の照度、階段手摺りの設置、通路の段差の解消等を行っているか。	○:10社, △:1社
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	・安全な作業手順等を徹底するため、マニュアル化して備付け、従事者間で閲覧したり、又は掲示等を行っているか。 ・機械の近くにいつでも見れるようにわかりやすく掲示されているか。	○:4社, △:7社
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	・危険箇所には、ステッカー等による危険表示を行っているか。 ・リスクアセスメントを実施しているか	○:8社, △:3社
1-(4)-⑤	4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	・作業前の準備、作業後の片付けなど、日常業務の一環として「4S活動」を行っているか。	○:11社

作業手順書が十分に整備されておらず、
また、作業場ですぐに確認できない場合が多数あり。

危険個所の表示が行われているものの、**リスクアセスメント**まで行っている工場は少数

安全診断の実施結果

No.7

○作業安全のための規範に基づく診断結果

○…実施している
△…実施予定

事件事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用に関わる内容

	項目	具体的な質問内容	取り組み状況
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事件事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	・事件事例やヒヤリハット事例を収集して危険要因を分析するなど、再発防止策を講じているか。	○:3社, △:8社
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	・設備点検、参加した研修、作業現場の改善など、実施した安全対策を記録し、後日確認・参照できるようにしているか。	○:6社, △:5社

ヒヤリハット報告は、口頭にて行われている場合が多数

多くの製材工場で、軽度な災害(不休災害)やヒヤリハットの記録は行われていない。

ヒヤリハット報告に関しても、KY活動と同様に、形骸化してしまっている場合あり



事件事例の収集等やそれらを踏まえた対策の記録を残すことが不十分

安全診断の実施結果

No.8

○作業安全のための規範に基づく診断結果

○…実施している
△…実施予定

事故発生時に対する備えに関わる内容

	項目	具体的な質問内容	取り組み状況
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	・労働者について、労災保険に加入しているか。 ・民間の労災保険(定額補償と法定外補償)や傷害保険を活用しているか。	○:11社
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。	・事故が発生した場合の対応を緊急連絡体制図にまとめ、全従事者に周知しているか。	○:7社, △:4社
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	・事業に必要となる人員等を把握した上で、状況に応じた生産規模を検討したり、機械作業手順マニュアルの制定・周知、他の従事者が代替できる体制づくり、事故発生時の事業継続方策について、検討しているか。	○:10社, △:1社

万が一の場合に備えたフローを全体に周知できていない場合がある
(社長など一部の人のみ把握している状況)

安全診断の実施結果

No.9

○作業安全のための規範に基づく診断結果

規範に示された項目に対する調査時点での実施状況

製材所規模	実施率平均	備考
大規模 (原木消費量10万m ³ 以上)	99% (25項目中 ほぼ全項目実施)	第三者による安全指導のみ実施歴なし (今回の安全診断の実施で、実施率 100%)
中規模 (原木消費量1万～5万m ³)	78% (25項目中 平均20項目実施)	作業手順書の取り扱いやヒヤリハットなどの 情報収集、安全対策の実施記録に関して実施率が 低い傾向
小規模 (原木消費量1万m ³ 以下)	70% (25項目中 平均18項目実施)	

大規模工場

➡ 人的リソースが豊富な傾向にあり、且つ、多数の従事者が在籍
記録の集約システムが確立

中・小規模工場

➡ 作業従事者が比較的少数、管理者と作業従事者とが日々密接にコンタクト
口頭での情報伝達が主となっていると考えられる。

⇒万が一の場合に備えて、対策等の実施状況の証明が、監理面から重要。

安全診断の実施結果

No.10

○作業安全のための規範に対する積極的な取り組み事例

作業安全のためのルールや手順の順守に関わる内容

1-(2)-③ 作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用させる。

自社の従事者だけでなく、運送業者等の工場内で作業を行うすべての人に対して、自社の従事者と同様にヘルメットの着用を求める。

1-(2)-⑤ 作業中に必要な休憩を設ける。また、暑熱環境下では水分や塩分摂取を推奨する。

作業場への扇風機等の設置に加えて、空調服を貸与して熱中症対策を行っている。

資機材、設備等の安全性に関わる内容

1-(4)-⑤ 資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。



新規製材機械の導入

省力化のための補助機械の導入

安全診断の実施結果

No.11

○作業安全のための規範に対する積極的な取り組み事例

作業環境の整備に関わる内容

1-(4)-⑤ 4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動を行う。

「事業所独自の規定(7S)を作成し、安全対策を推進している。」

※7S・・・整理・整頓・清潔・清掃・しつけ・スタディ・整備点検

事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用に関わる内容

1-(5)-① 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。

「複数の工場で発生したヒヤリハットのすべてを社内全体で共有するシステムが構築されている」

➡ 報告様式もしっかりと整備されている

事故発生時に対する備えに関わる内容

2-(2)-① 事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。

「緊急連絡カードを各個人で作成し、万が一の場合に備えて迅速な対応が取れる状況を整えている」

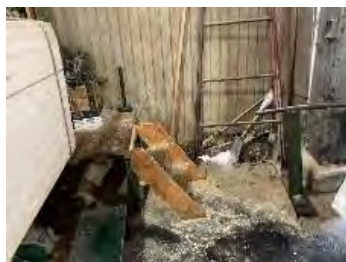
カードへの記載内容:緊急連絡先、血液型、係りつけ病院、常用薬、アレルギー等の情報

安全診断の実施結果

No.12

○工場内の見回りによる安全対策・危険個所の調査結果

4S(整理、整頓、清潔、清掃)活動に関わる不安全な状態



おが屑が堆積している
(特に転倒しやすい場所)

ヒアリング調査では、すべての工場を実施
しかし、実際には、行き届いていない場合もあり



資材が範囲を超えて
置かれている
(避難時の妨げになる恐れも)

安全診断の実施結果

No.13

○工場内の見回りによる安全対策・危険個所の調査結果

作業者の服装や行動の不安全な状態



フード付き作業服



長髪が外に出ている



保護帽の未着用



狭い空間での作業

安全診断の実施結果

No.14

○工場内の見回りによる安全対策・危険個所の調査結果

高所や作業足場に関わる不安全な状態



手摺りの未設置



転落防止柵の未設置



開口部がある
足場が不安定

安全診断の実施結果

No.15

○工場内の見回りによる安全対策・危険個所の調査結果

機械設備の不安全な状態



壊れた状態
応急処置のまま



安全装置が破損



駆動部がむき出し

安全診断の実施結果

No.16

○工場内の見回りによる安全対策・危険個所の調査結果

注意喚起の不安全な状態



日に焼けている
注意喚起



注意内容が
不明確な状態



目線に入らない位置
の注意喚起

安全診断の実施結果

No.17

○工場内の見回りによる安全対策・危険個所の調査結果

火災発生時の対処に関わる不安全な状態



消火栓や消火器を資材がふさいでいる

安全診断の実施結果

No.18

○工場内の見回りによる安全対策・危険個所の調査結果

主に製材工場内で認められた不安全箇所

1. 工場内の整理整頓(4S)に起因する不安全状態
2. 作業従事者の服装の不徹底に起因する不安全状態
3. 作業足場や高所作業に起因する不安全状態
4. 機械設備の不具合に起因する不安全状態
5. 注意喚起の不十分さに起因する不安全状態

大きく5つのカテゴリーに分類される不安全状態が認められた。

安全診断の実施結果

No.19

○工場内の見回りによる安全対策・危険個所の調査結果
安全対策の優良事例



リスクの存在の明確化

多言語での表記

安全診断の実施結果

No.20

○工場内の見回りによる安全対策・危険個所の調査結果
安全対策の優良事例



わずかな段差、高さであっても
手摺り、柵を設置

転倒防止に向けた取り組み

1m未満の高さからの転落・転倒であっても
死亡災害は起きている
⇒保護帽と併せた対策が重要

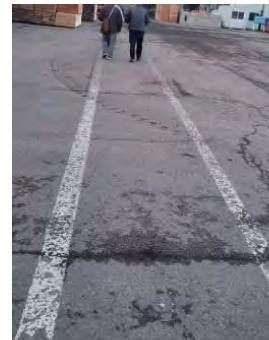
○工場内の見回りによる安全対策・危険個所の調査結果 安全対策の優良事例



死角をなくす工夫



資材・材料置き場の明確化



工場内の歩行者通路の明確化

○安全対策の実施

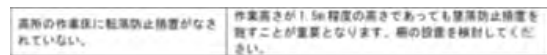
安全指導の実施内容

1. 聞き取り調査および見回り調査後の意見交換と改善方策の提案
2. 調査報告書の送付

- ・規範に基づくヒアリング結果
- ・工場内の危険箇所の指摘
- ・規範に対する改善方策の提示
- ・工場内の危険箇所に対する改善方策の提示



危険箇所の指摘内容の一例



改善方策の提示内容の一例

改善取り組みに関する調査

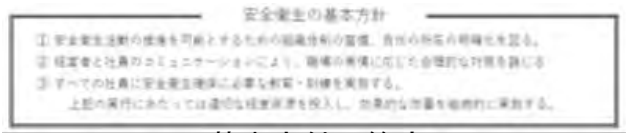
1. 調査報告書に対する回答
2. 現地調査(一部製材工場)

安全指導の実施と改善取り組み

No.23

○安全対策の改善事例(規範への取り組み)

- ・基本方針の策定等 目標の明示



基本方針の策定



意識向上のための取り組み

- ・不具合箇所の修繕



巻き込まれ防止のカバーの設置

安全指導の実施と改善取り組み

No.24

○安全対策の改善事例(規範への取り組み)

- ・作業手順書の作成



- ・母国語での表記は有効
ニュアンスを間違えないために、ネイティブチェックを
- ・写真を適切に活用して、誰が見てもわかる
- ・注意事項を入れることも不可欠
場合によっては、想定されるトラブル対応も記載

すべての手順書の作成には、時間がかかる
優先順位: 非常作業(トラブル対応)の手順書



定常作業(通常作業)の手順書

安全指導の実施と改善取り組み

No.25

○安全対策の改善事例(規範への取り組み)

・ヒヤリハット記録表の作成・運用

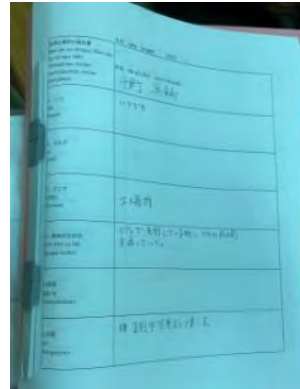
【関係者】

氏名	担当	取得形態	取得年月	有効期限	更新年月	担当

【作業現場】 ヒヤリ・ハット記録表

年月日	時刻	年	月	日	記録者	
内 容						
いつ	時刻	年	月	日	場所	(機器や車でも可)
どこで						
だれが						
なにを						
どうした						

※ 重大事故は発生した事象を記入し、かつどこで何が起こったか、誰がしてどうしたかを記入してください。



いつ・どこで・だれが・なにを(なにが)・どうした(何が起きた)
記入できる書式を作成

安全指導の実施と改善取り組み

No.26

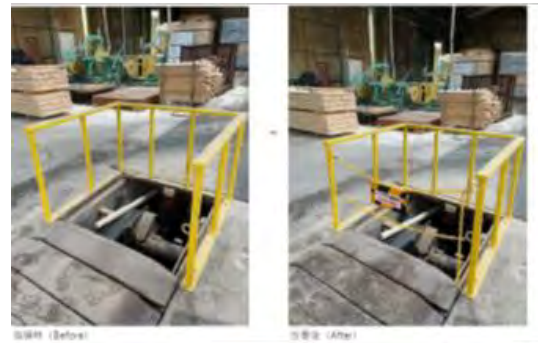
○安全対策の改善事例(更なる安全を目指した改善)

・転倒災害防止に向けた改善

・リスクの明確化に向けた改善



手摺や柵の設置



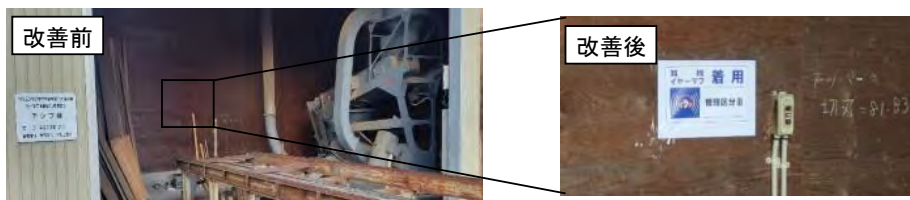
視認しやすい注意喚起

○安全対策の改善事例(更なる安全を目指した改善)

- ・リスクの明確化に向けた改善



絵や図を用いた視認性のよい注意喚起



騒音(目に見えないもの)の見える化

製材業における安全対策に向けて

○作業安全に向けた基本の再確認を行う

服装の徹底(作業服、安全靴、保護帽、イヤーマフ、保護メガネ等)

着用すべきもの、着用してはいけないものを明確にする。

特に巻き込まれる恐れがあるもの:**マフラー、タオル(手ぬぐい)、裾や袖が閉じないもの、フード等**

4S(5S)の徹底

作業環境をきれいにすることは、安全性向上だけでなく、生産性向上にも有効となる

○定期的な危険箇所の把握とリスクアセスメントの実施

作業環境は日々変化する。(夏と冬でも大きく異なる)

作業環境の定期的な見回り(いわゆる**安全パトロール**)は効果あり。

○情報を収集・共有する

簡単なヒヤリハット報告様式を作成する

(いつ、どこで、どのようなことが起きた等を記載できる)

地域内での情報共有と各工場での安全対策内容の共有